

# 公 示

## 公示第6号

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定について

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行系統を包括した運行回数の範囲について、下記のとおり指定する。

ただし、競合系統を有する運行系統は除く。また、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

### 記

運行系統を包括した運行回数の範囲

- 1 新潟運輸支局及び長野運輸支局管内を包括した指定とする。

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
11～25	11	現行届出運行回数 +10
26～75	現行届出運行回数 -10	現行届出運行回数 +10
76～105	現行届出運行回数 -20	現行届出運行回数 +20
106～	現行届出運行回数 -25	現行届出運行回数 +25

2 石川運輸支局及び富山運輸支局管内を包括した指定とする。

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
16～25	16	現行届出運行回数 +10
26～75	現行届出運行回数-10	現行届出運行回数 +10
76～105	現行届出運行回数-20	現行届出運行回数 +20
106～	現行届出運行回数-25	現行届出運行回数 +25

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。

1. 「道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定について」（平成13年12月27日付け公示第86号）は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則（平成18年10月6日付け公示第74号で一部改正）

この公示は、平成18年10月1日から適用する。